

# 第25期宝塚市農業委員会

## 令和6年第6回議事録

(2024年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和6年6月20日

(2024年)

宝塚市農業委員会

## 第25期 宝塚市農業委員会 令和6年第6回議事録

1. 日 時 令和6年(2024年)6月20日(木)14時00分～15時00分

2. 場 所 大会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

金岡委員

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 溝淵良樹 係長 木元富夫、飯田啓貴 事務職員 永井敬善、岡村美佑

10. 議 題

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 1 議案第30号 | 非農地証明願の件                         |
| 2 議案第31号 | 農用地利用集積計画決定の件                    |
| 3 議案第32号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件            |
| 4 議案第33号 | 農地用第4条第1項の規定による許可申請の件            |
| 5 議案第34号 | 農地用第5条第1項の規定による許可申請の件            |
| 1 報告第31号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件           |
| 2 報告第32号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件              |
| 3 報告第33号 | 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件 |

令和6年第6回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和6年6月20日

開会 午後2時00分

○林会長 これより第25期宝塚市農業委員、令和6年第6回総会を開催させていただきます。それでは、本日は金岡委員が欠席となっております。また小中委員についても若干遅れるという連絡が入っているということを聞いております。会議に必要な過半数は満たしておりますので、第6回総会は成立しております。本日の議事録署名人は、12番の今里委員さん、13番の田中委員さんのお二人にお願いしたいと思います。事務局長から諸般の御報告をお願いしたいと思います。

○事務局長（諸般の報告）

○林会長 ありがとうございます。報告は終わりました。何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、それでは議案審議に移りたいと思います。

議案第30号 非農地証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第30号 非農地証明願の件、別紙のとおり非農地証明願がありましたので、御審議願います。令和6年（2024年）6月20日。宝塚市農業委員会会長林五郎。

非農地証明（議案第30号）事項の1です。願出人、（住所）、（氏名）さん。所在、大原野（地番）、地目、畑、地積203平米、所有者が（氏名）、外一名。昭和55年からプレハブの設置と駐車場ということです。証明を必要とする理由としまして、地目変更登記のためです。その他、土地全部事項証明書添付。宝塚市都市計画図添付（平成10年度）です。所有者、ほか一名のもう一名が、（住所）、（氏名）さん。持分2分の1です。位置図、3のページを御確認をお願いします。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。福本委員。

○福本委員 この物件のところはもう既に住宅の敷地になっておるので、問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。本件に対しまして、農業委員、推進委員さんで何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、採決いたしたいと思います。

非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

（挙手）

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、証明することといたします。

次に、議案第31号 農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明願

います。

○事務局 議案第31号 農用地利用集積計画決定の件。宝塚市長から、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条の規定による農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。

では5ページを御覧ください。事項の1としまして、届出者、貸主、(住所)、(氏名)さん。相続人代表、(氏名)さん。借主、(住所)、(氏名)さん。届出地、所在が長谷(地番)、ほか2筆。地目、田、地積、3筆計で3,301平米。始期が令和6年4月1日。終期が令和11年3月31日。存続期間5年。利用権の種類が使用貸借権。年間貸借料が0円。その他としまして、(地番)、田、1,903平米と(地番)、田、710平米、(地番)、田、688平米。位置図については、8ページを御確認ください。

続きまして、事項2に移らせていただきます。事項の2から5につきましては、農地中間管理機構を介しての貸し借りになっております。該当の農地としては、二筆。貸主は二名で、中間管理機構を通して、借主としては一名ということになっております。

事項2、貸主、(住所)、(氏名)さん。借主、(住所)、(氏名)。所在、波豆(地番)。地目、田、地積、364平米。始期が公告日。終期が令和16年6月30日。存続期間が10年間。利用権の種類が使用貸借権。年間の貸借料が0円となっております。位置図については、9ページを御確認ください。

続きまして、事項3です。貸主、(住所)、(氏名)。借主、(住所)、(氏名)さん。所在が波豆(地番)、地目、田、地積、364平米。始期、公告日です。終期が令和16年6月30日。存続期間が10年間。利用権の種類が使用貸借権。年間の貸借料が0円となっております。位置図につきましては、同じく9ページを御確認ください。

続いて事項4です。貸主、(住所)、(氏名)さん。借主、(住所)、(氏名)。所在、波豆(地番)、地目が田、地積、868平米。始期、公告日です。終期が令和16年6月30日。存続期間が10年間。利用権の種類が賃貸借権。年間の貸借料が2万円です。位置図につきましては、同じく9ページを御確認ください。

続きまして、事項5番です。貸主が(住所)、(氏名)。借主、(住所)、(氏名)さん。所在が波豆(地番)、地目、田、地積、868平米。始期が公告日。終期が令和16年6月30日。存続期間が10年間。利用権の種類が賃貸借権。年間貸借料が2万円。位置図につきましては、同じく9ページを御確認ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。1件目の長谷の関係でございますが、西田委員さん。

○西田委員 立ち合いに行ったときには、ちょうど田んぼの入り口だけちょっと工事にかかれていましたけれども、田んぼの中は触らんといてくださいよと言うときでしたんで、特に問題はないと思います。

○林会長 2件目3件目4件目5件目、船岡委員さん。

○船岡委員 特に問題はないと思います。

○林会長 はい。本件に対しまして、農業委員さん、推進委員で、何か御意見、御質問等ござ

いますか。

○上田委員 あとの物件の2番と4番なんですけども、利用権の種類が違うんですけど、これは一つの田んぼの中で利用権の種類が違うというのは、問題ないんでしょうか。

○事務局 はい。一つの田んぼ、地図の9ページを見ていただくと、田んぼ確かに1枚の田んぼのように見えるんですが、実際に所有者が異なりまして、地番自体が（地番）と（地番）で分かれております。そのため、利用権の種類としては使用貸借と賃借権で、そこが違うという点は問題ないかと思えます。

○上田委員 分かりました。

○林会長 ほかに何か、本件に対しまして、御意見、御質問ございますか。

○金岡委員 はい。1番の田んぼなんですけれども、現地調査行かしてもらって、借りられる方すごいやる気があって、やる気があるっていうのはすごく感じるんですけども、先ほど言われたように、事後の報告になったりするんで、恐らくこれから営農されるということは、周りの人の協調性とかも必要になってくると思うんですけども、ちょっと不安を感じました。

○林会長 そちら辺り、小畑委員がまた、長谷地域の関係ですんで、気をつけといてやってくれますかな。

○小畑委員 人間的にもそんなに悪い人じゃないことは聞いてるんでね。監視はしときます。

○林会長 それでは、ほかに何か御質問ございますか。 それでは、特にないようですので、採決したいと思います。農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（挙手）

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、決定することといたします。

次に、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第32号 農地法第3条第1項の規定による申請の件、別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。

それでは、議案書11ページを御確認ください。事項の1です。申請人、譲受人として、（住所）、（氏名）さん。譲渡人、（住所）、（氏名）さん。所在、切畑（地番）と（地番）です。地目はともに田です。地積がそれぞれ1,359平米、1,492平米です。譲受人につきまして、耕作面積が1,359平米。調査書が別紙のとおりになっております。権利の種類が所有権です。位置図については、13ページを御確認ください。続きまして、12ページの調査書について述べさせていただきます。

議案第32号 所有権移転。譲受人、（氏名）さん。譲渡人、（氏名）さん。作成者、事務局の永井です。審査基準の一つ目。第2項第1号、全部効率利用。判断の理由としては、譲受人は既に申請農地以外で営農をしています。保有している農機具の能力、農作業に従事する家族等の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。養液栽培システム自動灌水を1台所有されています。続きまして、第2項第2号、農地所有適格法人以外の法人ということにつきまして、譲受人は個人であるため、適用ありません。続きまして、第2項第3号、信託につきまして、信託ではないので、適用ございません。

きまして、第2項第4号、農作業常時従事につきまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者二名で、それぞれ年間日、150日、180日となっております。続きまして、第2項第5号、転貸の禁止につきまして、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たらないということになります。続きまして、第2項第6号、地域調和につきまして、申請地は、販売用(摘み取り園)のブルーベリーの栽培をします。譲受人は本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお6月7日事務局二名、農業委員会会長代理、農業委員四名、推進委員一名で、譲受人の立会いの下、申請地並びにその周辺農地の利用状況を確認しました。該当しません。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。

地区委員ということで、切畑、玉瀬、私が担当しております。地域との調和も考えながら動いておられるということで、この方が来られるということについては、特に問題はないと私も思っております。以上です。和田さん、何かありますか。

○和田委員 できる限り連絡を取りながらとか、そういうことで何とかやっていけるんじゃないかなというふうに思います。

○林会長 ありがとうございます。以上のような状況でございます。本件に対しまして、農業委員さん、推進委員さんで、何かほかに御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、採決いたしたいと思います。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、許可することといたします。

次に、議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件、別紙のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、県への進達に伴う意見書提出につき、御審議願います。

議案書15ページを御覧ください。事項一つ目です。届出者、(住所)、(氏名)さん。申請地の所在、上佐曾利(地番)、地目、田、地積が2,947平米のうち0.2662平米。耕作者、(氏名)さん。転用目的、営農型太陽光発電設備の設置。施設の概要につきまして、構造、図面を御参照ください。17ページに図面を添付させていただいております。面積、2,947平米。営農型発電設備の下部農地の面積です。その他としまして、農振農用地区区域内の農地となっております。添付書類として、1番、営農型発電設備の設計図。二つ目、営農型発電設備の下部の農地における営農計画書。三つ目、下部の農地における営農への影響の見込書及びその根拠書類(必要な知見を有する者の意見書)。四つ目、水利組合同意書。5番目、隣接農地同意書。6番目は誓約書。営農型発電設備の設置に係る一時転用。3年ごとの更新申請となっております。位置図につきましては、16ページを御確認ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。小畑委員さん。

○小畑委員 この方は以前からこういう利用計画をされていて、周辺の方も納得してる。特に問題は全くないような状況で運営されているので、今回の申請については問題ないと思います。以上です。

○林会長 ありがとうございます。農業委員さん、推進委員さんで、何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、また県に進達するに当たって、事務局からは、下部農地の栽培実績及び収支報告書を毎年提出することを条件として付しますが、その他に付すべき意見や御意見、条件はございますか。

特にないですか。特にないようですので、採決いたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について、県に進達することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、県に進達することといたします。

次に、議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務部から説明願います。

○事務局 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件、別紙のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、県の進達に伴う意見書提出につき、御審議願います。議案書19ページを御覧ください。事項1、申請人、譲受人としまして、(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。申請地の所在、切畑(地番)。地目、田。地積、2,068平米のうち0.286平米。耕作者が(氏名)さん。転用目的が営農型太陽光発電設備の整備。施設につきまして、構造につきましては、図面のページで言いますと、22ページを御覧ください。面積が2,068平米。営農型太陽光発電設備の下部農地の面積です。権利の種類が賃借権です。その他としまして、農振農用地区域内の農地で、添付書類としまして、一つ目、営農型発電設備の設計図。二つ目、営農型発電設備の下部の農地における営農計画書。三つ目、下部の農地における営農への影響の見込書及びその根拠書類(必要な知見を有する者の意見書)。四つ目、水利組合同意書。五つ目、隣地農地同意書。六つ目、誓約書。営農型発電設備の設置に係る一時転用になります。3年ごとに更新申請ということになります。位置図は21ページを御覧ください。

続きまして、議案書の20ページを御覧ください。二つ目です。申請人、譲受人が、(住所)、(氏名)さん。譲渡人が、(住所)、(氏名)さん。申請地が、所在、切畑(地番)、地目、田、地積が1,762平米のうち、0.291平米です。耕作者は(氏名)さん。転用目的は営農型太陽光発電設備の設置です。施設につきましては、図面を御参照ください。図面が23ページでございます。面積が1,760平米。営農型発電設備の下部農地面積です。権利の種類は賃借権。その他としまして、農振農用地区域内の農地です。添付書類として、一つ目、営農型発電設備の設計図。二つ目、営農型発電設備の下部の農地における営農計画書。三つ目、

下部の農地における営農への影響の見込書及びその根拠書類(必要な知見を有する者の意見書)。四つ目、水利組合同意書。五つ目、隣地農地同意書。六つ目が誓約書。営農型発電設備の設置に係る一時転用です。3年ごとに更新申請となります。位置図につきましては、21ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員の御意見ですが、これも私になっております。事務局から説明がありましたとおり、3年ごとの更新手続きがされたということでございます。よって、特に今のところ何も問題はございません。本件に対しまして、この2件ですが、農業委員さん、推進委員さんで、何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、県に進達するに当たって、事務局から下部の農地の栽培実績及び収支報告書を毎年提出することを条件として付しますが、その他に、付すべき意見や条件はございますか。

○林会長 ありませんか。栽培実績とか収支の報告、これは出していただくというようなことで、例年出していただいております。それでは採決したいと思っております。農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について、県に進達することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、県に進達することといたします。

続いて報告事項に移ります。報告第31号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第31号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。令和6年(2024年)6月20日、宝塚市農業委員会会長林五郎。

では、25ページを御覧ください。1件ございます。届出人が(住所)、(氏名)さん。届出地は南ひばりが丘(地番)。地目は田、地積は585平米。転用目的は共同の住宅用地です。造成期間は受理日5月30日から90日間。建設期間は造成後から120日間です。施設の概要は、鉄骨造の2階建て1棟。延床面積は360,13平米です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付がありました。隣接農地はないため、同意書の添付はございません。位置図につきましては、次の26ページを御覧ください。また施設の概要につきましては、27ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員さんの御意見をお伺いしたいと思っております。阪上会長代理。

○阪上会長代理 特に問題はないです。

○林会長 本件に対しまして、農業委員さん、推進委員さんで何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、続いて報告第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件を報告いたします。事務から説明願います。

○事務局 報告第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明したの

で、報告しますとありますが、亡くなられた（氏名）さんの息子さんである（氏名）さんが、新しく農地を相続される際に願出地について、こちら特定生産緑地になりますので、こちらの土地の相続税の納税猶予を受ける最初の、この方が相続税の納税猶予を受けるに値する適格者ですよということを証明するという内容になっております。相続人が（住所）、（氏名）さん。被相続人が（住所）、（氏名）さん。相続開始が令和5年の8月21日。被相続人の所有面積は7,060平米。納税猶予の該当地が山本東（地番）、畑、238平米。（地番）、畑、247平米。（地番）、畑、182.8平米。（地番）、畑、128平米。（地番）、畑、233平米。（地番）、畑、134平米。（地番）、畑、111平米。（地番）、田、731平米。（地番）、田、203平米。（地番）、田、604平米。（地番）、田、396平米。（地番）、畑、185平米。（地番）、畑、361平米。（地番）、畑、324平米。（地番）、田、422平米。（地番）、畑、541平米。（地番）、田、713平米。（地番）、田、40平米。（地番）、田、327平米。平井（地番）、田、824平米で、全て植木となっております。全て全20筆で、面積は合計6,944.8平米です。証明年月日は令和6年の5月31日。その他といたしまして、土地の全部事項証明書の添付がありました。また相続登記が済んでいないため、遺産分割協議書の添付と法務局が保管している法定相続情報一覧の写しの添付がありました。位置図につきましては、30ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。農業委員さん、推進員さんで、何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、続いて報告第33号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局 報告第33号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

では、次の32ページを御覧ください。全部で4件ございます。1件目、（住所）、（氏名）さん。農業経営期間は令和3年5月15日から令和6年5月9日。耕作面積は475平米。納税猶予農地が安倉中（地番）の1筆です。証明年月日は令和6年5月9日です。位置図につきましては、34ページを御覧ください。

では2件目です。申請人が（住所）、（氏名）さん。農業経営期間は令和3年4月22日から令和6年5月14日。耕作面積は2,957平米です。納税猶予農地が中筋（地番）、田、369平米。（地番）、田、257平米。（地番）、田、564平米。（地番）、田、306平米。（地番）、田、184平米。（地番）、田、157平米と中筋（地番）、田、1,120平米です。全て畑でした。面積の合計は2,957平米で、証明年月日は令和6年5月14日です。位置図につきましては、35ページ、36ページを御覧ください。

3件目。願出人が（住所）、（氏名）さん。農業経営期間は令和3年4月16日から令和6年5月15日。納税猶予農地は口谷西（地番）、畑、575平米。持分2分の1。口谷東（地番）、畑、909平米のうち820.97平米。持分2分の1。どちらも植木でした。面積は合計で1,395.97平米。証明年月日は令和6年5月15日です。位置図につきましては、37ページを御

覧ください。

最後4件目です。申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和3年5月27日から令和6年5月16日。納税猶予農地が口谷東(地番)、畑、535平米。(地番)、畑、1,290平米。(地番)、畑、482平米。(地番)、畑、500平米のうち452.46平米。(地番)、畑、446平米。口谷東(地番)、畑、3,328.12平米のうち3,237.83平米。登記面積は3,101平米です。全て植木でした。面積の合計が7,443.29平米で、証明年月日は令和6年5月16日です。位置図につきましては、最後38ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございました。説明は終わりました。農業委員さん、推進委員さんで、何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、以上で本日の議案5件、報告3件について、審議等は終了いたします。これもちまして、令和6年第6回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6 番 (会長) 林 五 郎

1 2 番 今 里 宏

1 3 番 田 中 宏 明